2. 手続きに必要となる主な持ち物

死亡届提出後に必要な手続きは、一人ひとり違います。

市役所で手続きを行う際に必要となる、主な持ち物をご案内します。

なお、それぞれの手続きに必要な持ち物は、P.13以降の手続き概要をご確認ください。

また、手続きによっては、戸籍謄本(抄本)が必要になる場合があります。

戸籍の取得については、本籍のある市区町村へお問い合わせください。住民票、

戸籍謄本などを請求される場合は、請求者の本人確認書類(下記参照)が必要です。

◆ご遺族(来庁者)のもの

喪主(葬祭を行った方)や各手続きの請求者の認印
本人確認書類(下記①から1点、もしくは②から2点)
① 公的機関が発行した顔写真付きの本人確認資料
□ 運転免許証(運転経歴証明書) □ マイナンバーカード
□ パスポート □ 障害者手帳 などいずれか1点
② 上記①がない場合は、公的機関が発行した証明書
□ 健康保険被保険者証 □ 資格確認書 ^{※1}
□ 年金手帳 □ 年金証書
□ 介護保険被保険者証 などいずれか2点
※1マイナ保険証を保有していない人に交付される、健康保険証等の資格を確認するための書類
葬儀費用の支払いがわかる下記のいずれか
・領収書 ・料金納付済みの市営葬儀使用許可書
・社 重柄的 月のの 古 葬 譲 使 用 計 明 音 ※持参しなくてもおくやみコーナーのご利用はできます(その場合は郵送等後日の手続きをご案内します)
喪主や各手続きの請求者の振込先口座情報がわかるもの
(預金通帳、キャッシュカード等)

- ◆故人のもの(該当するものがあれば、ご持参ください)
 - ・死亡届の写し
 - 国民健康保険被保険者証・資格確認書(高齢受給者証(70歳以上の方)、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証)
 - ・後期高齢者医療被保険者証・資格確認書(75歳以上の方)(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)
 - 介護保険被保険者証(負担割合証、負担限度額認定証)
 - 身体障害者手帳(重度障害者医療証)
 - 印鑑登録証
 - ・その他市役所から交付された書類
 - ※見当たらない場合は、ご来庁の際に各窓口でお知らせください。
- ◆個人情報の取扱いに関して (予約にあたって下記事項の承諾をお願いしております。)
- ・必要手続き抽出のため、来庁者及び故人の情報を市役所内の関係課に提供します。
- ・正確な事務手続きのため、担当職員は住民基本台帳に登録された故人の情報を閲覧します。
- ※収集した個人情報については、おくやみコーナーでの手続き以外には使用いたしません。